地方自治法改正等に伴う

資料３

大阪府議会議員の請負の状況の公表に関する規程

及び同実施要領の制定について

**□経過**

・ 地方自治法の一部が改正（第92条の2）。議員に係る請負に関する規制の明確化

及び緩和。※R5.3.1施行

各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が、政令で定める額（各会計年度

300万円）を超えない者を議員個人による請負に関する規制の対象から除外。

・ 地方自治法改正の施行に伴い、総務大臣より、第92条の２の規定の趣旨を変更する

ものではないこと、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を

確保するための取組を併せて行うことが適当である旨、通知

・ 議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという規定の趣旨

を変更するものではないこと

・ 地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に

支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の

内容を議長が公表することなどを例示。

これを受け、各自治体において請負の状況の公表に関する規程等を順次整備

|  |
| --- |
| **□規程案等の主な内容**　▶ 大阪府に対し請負を行った議員による議長への報告　【規程第２条】・ 報告内容：　請負ごとに「請負の対象とする役務、物件等」、「契約締結日」、「契約金額（契約金額が定められている請負に限る）」、「各会計年度において支払を受けた総額」などを報告。・ 報告期間：　毎年6月1日～30日に、前年度の請負状況を報告　　▶ 報告内容の議長による公表 【規程第3条】　　▶ 報告内容の閲覧 【規程第4条第2項、実施要領第4条】・ 報告期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から閲覧可能▶ 保存期間（5年）【規程第4条第1項】 |

**□施行及び適用**

・公布の日から施行

・令和５年４月1日に始まる会計年度における請負から適用 ※報告は令和６年度より